

公益財団法人 発達科学的研究教育センター

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人発達科学的研究教育センター一定款第13条及び第26条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事及び監事に対する報酬の総額)

第2条 理事及び監事に対する各年度の報酬の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 80万円
- (2) 監事 20万円

(理事及び監事の報酬の区分及び算定方法)

第3条 理事及び監事が、次の各号に掲げる業務に従事したときは、日当として別表に掲げる金額を支給する。

- (1) 理事会への出席
- (2) 監事による監査業務の実施

(評議員の報酬の区分及び算定方法)

第4条 評議員が、評議員会へ出席したときは、日当として別表に掲げる金額を支給する。

(報酬等の支給の方法及び形態)

第5条 報酬等は、業務に従事した日において、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人発達科学的研究教育センターの設立の登記のあった日から施行する。

附 則（平成25年1月22日改正）

この規程の改正は評議員会決議のあった日から施行し、改正後のこの規程は、同日以後開催の理事会及び評議員会に係る日当から適用する。

別 表

| 業務等の種類 | 日当（1名当たりの日額） |
|--------------|----------------------------|
| 理事会への出席 | 10,000 円（源泉所得税控除後） |
| 評議員会への出席 | 10,000 円（源泉所得税控除後） |
| 監事による監査業務の実施 | 50,000 円を超えない範囲で理事長が別に定める額 |